

宝が池公園運動施設 アーバンスポーツパーク 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、宝が池公園運動施設内にある「アーバンスポーツパーク（メインパーク・ミニパーク）」（以下「パーク」という。）の利用に関して定めるものである。

第2条 パーク管理・運営は、京都市から指定管理を受けたシンコースポーツ株式会社が施設管理者として行う。

第3条 本規約は、パークを利用する者のほか、付添人、観覧者（以下「利用者等」という）を対象とする。

(利用時間)

第4条 利用時間は、次のとおりとする。

メインパーク：午前9時～午後7時

ミニパーク：午前9時～午後9時

ただし、施設管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

第5条 宝が池公園運動施設体育館（以下「体育館」という。）の窓口の受付時間は、次のとおりとする。

体育館窓口受付：午前9時～午後9時

(休場日)

第6条 休場日は、12月29日～1月3日とする。

ただし、天候不良、維持管理等を理由に、施設管理者の判断で休場する場合がある。

(利用種目)

第7条 スケートボード、インラインスケート、BMX、3 x 3のほか、施設管理者が認めた種目とする。

(利用日)

第8条 スケートボード、インラインスケート、BMXの利用日は次のとおりとする。

BMX：毎週水曜日、第1土曜日、第3日曜日

スケートボード、インラインスケート：BMXの利用日以外の日

第9条 前条に定める以外の利用種目は休場日以外の日を利用日とする。

ただし、指定管理者が別に定めることがある。

(利用料金・チケット)

第10条 料金の区分は次のとおりとする。

一般（市内在住者）

一般（市外在住者）

大学生

高校生

中学生以下

2 「市内在住者」とは京都市の区域内に住所を有する者を、「市外在住者」とは市内在住者以外の者を対象とする。

3 「大学生」とは、次に掲げる者を対象とする。

(1) 大学（大学院、短期大学、専修学校の専門課程及び大学に相当する各種学校を含む。）の学生

(2) 18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

4 「高校生」とは、次に掲げる者を対象とする。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）の生徒

(2) 高等専門学校の学生

(3) 15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第11条 利用料金は、施設管理者が別に定めるとおりとする。ただし、京都市宝が池公園運動施設条例第6条第5項（以下「無料対象者」という。）に定める者は、利用料金を徴収しない。

第12条 パークに入場する場合は、施設管理者が定める所定の手続により、電子チケットを購入することとする。

2 第1項の方法により電子チケットを購入できない者及び無料対象者は、体育館の窓口でチケットの取得手続を行うこととする。

第13条 電子チケット及びチケットは1日券とし、再入場可能とする。

2 有効期限は、購入日から3箇月間とする。

3 入場に当たっては、電子チケット又はチケットを入場口の機器にかざすこととする。

第14条 バーチャルを利用する場合は、第10条に定める利用料金とは別に施設管理者が定める利用料金を支払うこととする。

2 バーチャルの利用料金は、体育館の窓口で支払手続を行うこととする。

第15条 チケットの購入後、利用料金の返還は行わない。ただし、施設管理者が認める場合は、この限りでない。

（バーチャル）

第16条 バーチャルの利用に当たっては、体育館の窓口に申請しなければならない。

2 利用に当たっては、別に定める基準を満たした者に限る。基準を満たしている場合は、施設管理者が定める証票を交付する。

3 利用時は、証票を常に見やすい位置に着用しなければならない。

（利用制限）

第17条 施設管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限し、退場さ

せることができる。

- (1) 他の利用者等に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理運営上支障があるとき。
- (3) 大会等の利用があるとき。
- (4) 利用者等の安全が確保できないとき。

(注意事項)

第18条 利用者等は、次の各号に定める注意事項を遵守して利用すること。

- (1) 適正な管理運営のため、施設管理者の指示に従うこと。
- (2) ヘルメットを着用すること。ただし、施設管理者が指定する種目を除く。
- (3) プロテクターの着用に努めること。
- (4) 付添人、観覧者等は、パーク内に入場することができない。ただし、第10条により手続を行った場合を除く。
- (5) 小学校4年生～中学生は、保護者の同意が必要とする。
- (6) 小学校3年以下は、保護者の同意及び付添いが必要とする。
- (7) 故意又は重大な過失によりパークを破損させた場合は、補修等を請求するときがある。
- (8) 安全確保のため、混雑時は入場を制限することがある。
- (9) ごみは利用者にて持ち帰ること。また、利用者が協力してパークを清潔に保つこと。
- (10) その他施設管理者が必要に応じて定める注意事項を遵守すること。

(禁止事項)

第19条 利用者等は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) パーク内での喫煙及び飲食。ただし、蓋が閉まる容器に入った水分補給のための飲み物を除く。
- (2) 飲酒及び酒気を帯びた状態での利用
- (3) 体調が優れない状態での利用
- (4) ヘルメットを着用しない状態での利用。ただし、施設管理者が指定する種目を除く。
- (5) 裸での利用、スピーカー等を用いて大音量で音楽等を流すなど、他の利用者等への迷惑行為
- (6) 器材等を持ち込んでの利用
- (7) セクション等へのステッカー貼付、落書き等によるパークの毀損行為
- (8) 火気の使用
- (9) 電子チケット、チケット及びバーチャル利用のための証票の譲渡、貸与、転売行為

(10) 商業目的による撮影、物品の展示、販売又はこれに類する行為、広告の掲示等。
ただし施設管理者が認める場合を除く。

(11) その他近隣住民や他の利用者等への迷惑行為及び危険行為

(責任・免責事項)

第20条 利用者等の責任においてパークを利用するものとする。

第21条 パーク内で起きた事故、けが等については、パークの欠陥による場合を除き、利用者等の責任とする。また、利用者等はパーク、第三者等に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

第22条 利用者等はパークの利用に際して生じた不利益、盗難、傷害その他の事故等について、京都市及び施設管理者に対して損害賠償を求めることはできない。また、京都市及び施設管理者は、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第23条 本規約に定めがない事項については、施設管理者の指示に従うほか、京都市都市公園条例等の関係法令に準じることとする。

(令和7年3月制定)